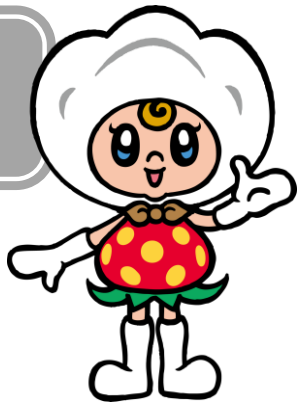


宅地公売のご案内



　久町通り沿道整備土地区画整理事業における市有地（旧県東健康福祉センター跡地）を先着順で販売しています。

　購入をご希望の方は、注意事項等をご確認いただき、お申し込みください。

（申込書は都市整備課窓口で配布のもの、または、ホームページからダウンロードしてご利用ください。）

販売位置図

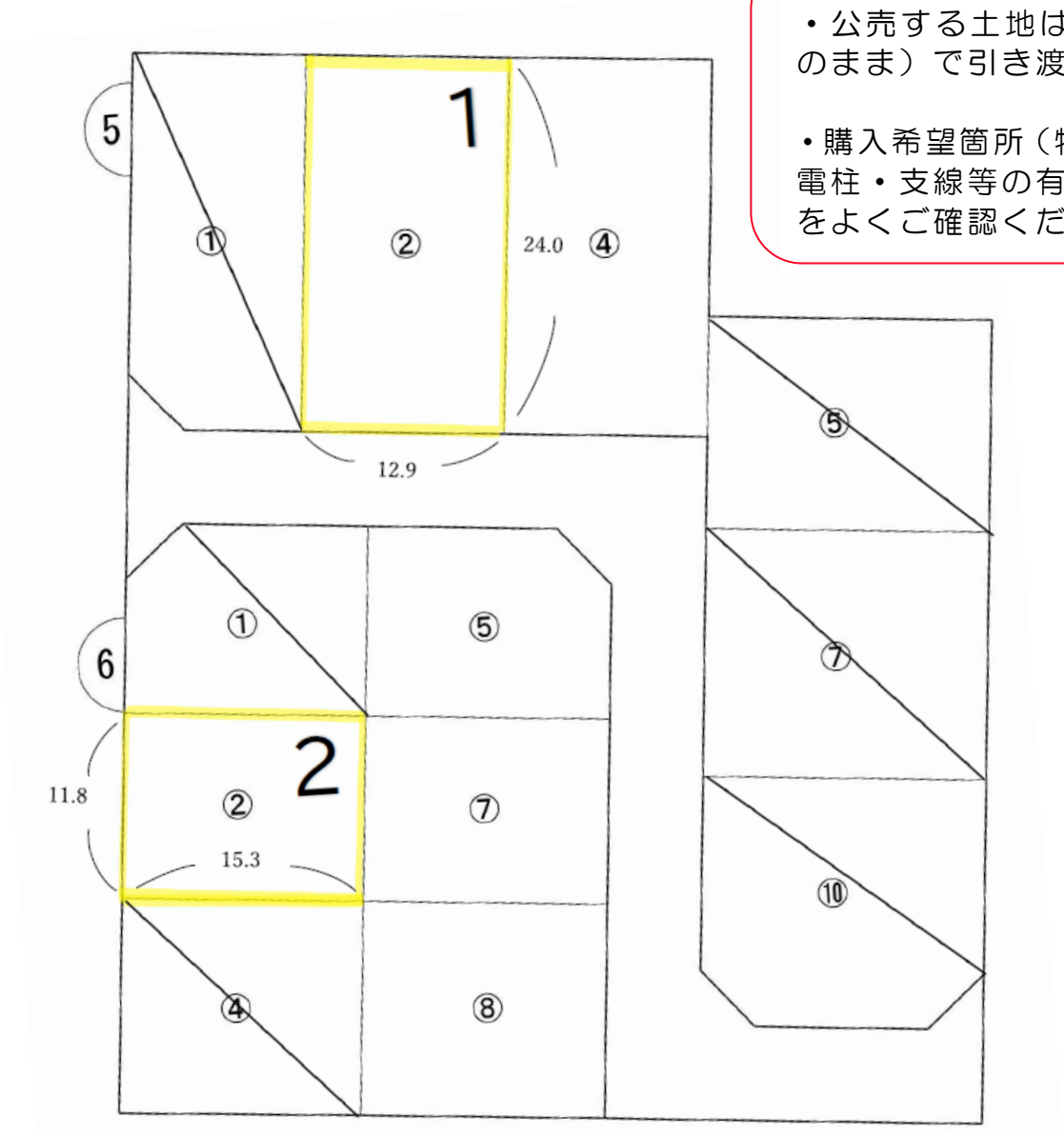


販売区画詳細

番号	街区番号	符号	地積(㎡)	㎡単価（円）	価格(円)
1	5	②	312.36	38,000	11,869,000
2	6	②	181.78	40,000	7,271,000

※用途地域：近隣商業地域(容積率200%、建ぺい率80%)
※学区については、真岡小学校、真岡東中学校になります。
【学校管理課学校管理係　0285-83-8080】

【販売区画位置図】



〇現地のご確認
・公売する土地は 現況有姿（現況のまま）で引き渡しとなります。

・購入希望箇所（特に、土留の有無、電柱・支線等の有無、整地状況等）をよくご確認ください。

申し込みについて

〇対象者

・個人(住所・国籍は問いません)または法人
・土地の引き渡し以降、善良な管理を行える方

〇受付場所

真岡市役所２階　都市整備課都市整備係

〇必要書類

・買受申込書【様式第６号】
・住民票謄本（個人の場合）（法人の場合は登記簿謄本）
・市税納付状況等確認同意書【様式第3号】
・誓約書【様式第4号】

※共有名義で申し込みの場合は、『共有予定者一覧【様式第2号】』もご提出ください。

上記の書類をご用意の上、お申し込みください。

〇通知書について

・市において書類等の審査後、売買決定通知書を送付いたします。

契約について

通知を受けた日から１０日以内（土日祝を除く）に契約が必要です。

○ご契約

・土地売買契約を締結しますので、次のものをご用意ください。

１）実印（共有の場合は共有者全員）

２）印鑑登録証明書･･･１通　（共有の場合は共有者各１通）

３）収入印紙（契約書用）

契約金額が500万円を超え1千万円以下の場合　･･･５千円

契約金額が1千万円を超え5千万円以下の場合　･･･1万円

4）本籍地がある市区町村で発行された身分証明書

○出来形面積の精算

出来形の確定測量後、契約面積と１㎡以上の誤差が生じた場合には、売買単価で精算します。１㎡未満の差異については、精算しません。

○お引き渡し

・市で売買代金を受領後、『市有地引渡し通知書』を郵送します。

・土地の引渡しは、売買代金納入日になります。

・土地引渡し後、その土地の使用または収益を開始することができます。

○建築の着工

【水道・下水道】

・公売地には水道及び下水道の引込みがされておりませんので、利用する際には申込が必要となります。

・申込申請手続きや宅内工事は指定工事店（水道、下水道）を通して行う必要があります。指定工事店一覧は真岡市ホームページをご確認ください。

・利用に際し、水道加入金・工事費・手数料等購入者負担があります。

・詳細は上下水道工事受付センター（83-8167）へ

※建築の着工にあたっては、建築確認申請に加え、土地区画整理法第 76 条の規定による許可申請が必要になります。
なお、建築物の種類によっては用途地域の区分により建築できない場合がありますので、詳細については市都市計画課計画係（83-8152）や栃木県建築指導課審査指導第二担当（028-623-2872）にご確認ください。

〇登記

・売買代金納入後、所有権移転登記をして購入者名義（土地登記簿の所有権者）になります。
・登記は市の嘱託により行いますが、登記に要する費用（登録免許税）は土地購入者の負担となります。

留意事項

・住宅等を建築する際の地盤調査の結果による基礎補強工事費等は、土地購入者のご負担となります。
・融資の審査は金融機関になります。融資を受けようとする方は事前に金融機関又は市にご相談ください。
・引渡し以降の不動産取得税、固定資産税、都市計画税などの公租公課については、購入者のご負担となります。
　不動産取得税・・・課税標準額の3.0%
　固定資産税　・・・課税標準額の1.4%
　都市計画税　・・・課税標準額の0.3%
　※税率は令和８年９月現在のもので今後変動する場合もあります。
・公売する土地は久町通り沿道整備土地区画整理事業地内となり、区画整理事業の事業計画の変更がある場合には、市から事業に対する説明と所有者の同意が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。
・換地処分が完了するまでの間に所有権を第三者に譲渡する場合は、『権利譲渡承認申込書』及び『誓約書』を提出し、市の承認が必要になります。

真岡市補助制度等のご案内

〇真岡市若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業

子育て世代の市内定住促進と負担軽減を図るため、市内に新築住宅又は中古住宅を取得し定住する子育て世代に対し、住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助する制度です。

【問い合わせ：建設課建築住宅係　℡83-8694】



〇太陽光発電システム設置補助制度

地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進および地球温暖化対策の推進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置する市民の方に、設置費用の一部（太陽光発電システム　1kWあたり1万円（上限4万円）、蓄電システム　1kWhあたり1万2千円（上限6万円））を補助しています。

【問い合わせ：環境課環境保全係　℡83-8125】

※各補助金には、条件や受付期限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ

〒321-4395
栃木県真岡市荒町 5191 番地
真岡市建設部都市整備課
TEL：0285-83-8155
FAX：0285-83-6240
詳細はホームページでご確認を！
https://www.city.moka.lg.jp/